

# 石川県公報

令和 2 年 5 月 1 日 (金曜日)

号 外

(第 45 号)

## 目 次

<p>条 例</p> <p>○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 1</p>	
--	--

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十四号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。次項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、第四条第一項に規定する感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。

13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和二年二月一日から適用する。

